

○平内町あおもり移住支援事業における地方就職支援金交付要綱  
(趣旨)

**第1条** 平内町は、あおもり創生総合戦略及び平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業した学生の平内町内への移住を伴う県内就職を支援するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、平内町に移住する見込みの者が、地方就職支援金（以下、支援金という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとする。支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

**第2条** 支援金は東京圏から本県までの就職活動に要した交通費の2分の1以内の額及び移転費とし、上限額は次の各号に掲げる区分に応じて定める額を上限とする。ただし、支援金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 交通費 17,000円
- (2) 移転費 108,000円

(交付回数)

**第3条** 交付対象者1人につき1回を限度とする。

(対象者要件)

**第4条** 申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- ② 大学の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平内町に移住したこと。ただし、交通費については、青森県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- ② 青森県において支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- ③ 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- ④ 平内町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に青森県内に所在する企業等に就職し、平内町に移住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他青森県又は平内町が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が青森県内に所在する企業等に大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。
- ⑤ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付の申請)

**第5条** 支援金の申請者は、交付申請書(様式1-1、様式1-2又は様式1-3)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書
- (2) 在学証明書(卒業年度である確認ができるもの)
- (3) 交通費・移転費の領収書
- (4) 就業証明書(様式2)
- (5) 移住元の住所を確認できる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は当該年度の1月17日までとする。

(交付決定の通知)

**第6条** 町長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の請求)

**第7条** 支援金の交付決定を受けた者は、交付請求書(様式4)により支援金の請求を行う。

(交付決定通知書の再交付)

**第8条** 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付

を必要とするときは、交付決定通知書再交付願（様式5。以下、再交付願という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

**第9条** 町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書〔再交付〕（様式6）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

**第10条** 青森県及び平内町は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 支援金受給者は、交付を受けた日から5年間、毎年町長が指定する期日までに就業・居住状況報告書（様式7）を提出しなければならない。

（返還請求）

**第11条** 町長は、支援金受給者が次の区分に応じた掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求する。

（1）全額の返還

（ア） 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

（イ） 在学中に交通費を申請する場合は申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

（ウ） 在学中に交通費を申請する場合は申請日から1年以内に平内町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に平内町に住民票がある場合を除く）

（エ） 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

（オ） 転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に平内町から転出した場合（ただし、申請時に既に平内町に住民票がある場合は、内定先企業の就業日を起算日とする）

（2）半額の返還

転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に平内町から転出した場合（ただし、申請時に既に平内町に住民票がある場合は、内定先企業の就業日を起算日とする）

（返還の免除）

**第12条** 支援金受給者は、第11条に規定する要件に該当するに至った原因が就職先の倒産、災害、病気等やむを得ない事情によるものであるときは、返還免除申請書（様式8）及び当該事情を証する書類により返還の免除を申請することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、県と協議の上、返還の免除の可否に係る決定内容を返還免除承認通知書（様式9）又は返還免除不承認通知書（様式10）により当該申請者に通知する。

（雑則）

**第13条** この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、青森県と平内町が協議して定める。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

**附 則**（令和8年告示第13号）

この要綱は、公布の日から施行する。